

# 令和6年度第1回富里市都市計画審議会 次 第

日 時 令和6年10月22日（火）

午前10時

場 所 富里市役所 分庁舎2階大会議室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 市長挨拶

4 出席者紹介

5 議事録署名人の選出

6 議案審議

第1号議案 会長の選出について

第2号議案 成田都市計画地区計画（日吉倉離山地区）の決定について

第3号議案 成田都市計画生産緑地地区の変更について

7 報告事項

8 その他

9 閉 会

出席委員

(敬称略、順不同)

| 構成     | 氏名                   | 摘要                      |
|--------|----------------------|-------------------------|
| 学識経験者  | 伊井 義 則               | 富里市農業委員会推薦              |
|        | 栗 田 和 夫              | 中央工学校講師                 |
|        | 門 澤 將 幸              | 富里市の職員経験者               |
| 市議会の議員 | 柏 崎 のり子              | 富里市議会議員                 |
|        | 杉 山 弘 一              | 富里市議会議員                 |
|        | 関 根 正 之              | 富里市議会議員                 |
|        | 野 並 慶 光              | 富里市議会議員                 |
|        | 高 橋 益 枝              | 富里市議会議員                 |
| 関係行政機関 | 近 藤 亮                | 成田土木事務所長                |
|        | 佐 藤 和 彦<br>(代理：鈴木係長) | 成田警察署長<br>(代理：成田警察署交通課) |

出席職員

| 所 属       | 氏 名     | 摘 要     |
|-----------|---------|---------|
| 都市建設部長    | 曾 根 明 宏 |         |
| 都市計画課長    | 小 川 幸 宏 | 事務局     |
| 都市計画課 副主幹 | 水 越 正 信 | 〃       |
| 都市計画課 主査補 | 坂 野 達 郎 | 〃       |
| 都市計画課 副主査 | 伊 藤 由美子 | 〃       |
| 都市計画課 主事補 | 村 松 智 稀 | 〃       |
| 都市計画課 副主幹 | 石 槁 祐 一 | 第3号議案担当 |

(午前10時 開会)

**司 会** それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第1回富里市都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、都市計画課計画班の坂野と申します。  
どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日傍聴希望者が1名おりますことを、事前にお知らせさせていただきます。  
それでは、次第に従いまして、進行させていただきます。

ここで、市長より皆様方へ、委嘱状の交付をさせていただきます。

恐れ入りますが、お名前をお呼びしましたら、その場に御起立をお願いいたします。

(市長より委嘱状の交付)

**司 会** ありがとうございました。

これから2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、五十嵐市長より御挨拶をいただきます。

市長、よろしくお願いいたします。

**市 長** ※市長挨拶

**司 会** ありがとうございました。

続きまして、出席者の紹介をいたします。

まず、富里市都市計画審議会委員の皆様の紹介から行います。

お名前をお呼びしますので、恐れ入りますが、その場で御起立をお願いいたします。

富里市都市計画審議会条例 第3条第1項第1号に規定する学識経験者として、  
伊井様。栗田様。門澤様。

第2号に規定する市議会議員として、柏崎様。杉山様。関根様。野並様。高橋様。

第3号に規定する関係行政機関の職員として、近藤様。佐藤様。本人所用により御  
欠席のため、交通課の鈴木様に御出席をいただいております。

本日、寒郡様、根本様におかれましては、所用により御欠席されております。

次に、執行部及び事務局職員の紹介をいたします。

都市建設部長、曾根です。

都市計画課長、小川です。

都市計画課計画班、水越です。

都市計画課都市整備班、石橋です。

都市計画課計画班、伊藤です。

都市計画課計画班、村松です。

最後に、私、都市計画課計画班 坂野 です。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

ここで、市長におかれましては、他の公務がございますので、申し訳ありませんが、退席させていただきます。

**司 会** 続きまして、定数の報告をさせていただきます。

本日は、過半数以上の委員の出席がございますので、富里市都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、会議は成立しております。

また、本審議会は、富里市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますが、本日の審議会は、委員委嘱後最初の審議会となりますことから、会長が選出されるまでの間、事務局で議事の進行をさせていただきます。

それでは、小川課長よろしくお願いいたします。

**事務局** それでは、会長が選出されるまで、議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、非公開案件等の審査でございますが、本日、御審議いただく案件は、会長の選出について、成田都市計画地区計画（日吉倉離山地区）の決定について、成田都市計画生産緑地地区の変更についての3議案でございます。

非公開の取扱いにつきましては、富里市都市計画審議会の会議の公開に関する規則第2条、ただし書きに非公開とすることができる旨の規定がありますが、本日の審議会では御審議をいただきます3議案につきましては、ただし書きにあります非公開の案件には該当しないため、非公開案件ではないということで、委員の皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**事務局** それでは、本日の審議会の会議は、非公開とする案件ではないということで進めさせていただきます。

続きまして、議事の進行に当たり、議事録署名人を選出させていただきます。富里市都市計画審議会議事運営規則第9条第3項の規定により、議事録署名人2名を指名させていただきます。

伊井委員、柏崎委員、よろしくお願いいたします。

事務局は傍聴人を入室させてください。

(傍聴人入室)

**事務局** それでは、これより議案審議に進みます。

皆様のお手元の議案書の中に、富里市都市計画審議会委員名簿及び富里市都市計画審議会条例がございます。第1号議案、会長の選出につきましては、富里市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、第1号委員の学識経験者から選挙によって選出することになっております。第1号委員の方で、会長へ立候補又は互選される方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

はい、栗田委員。

**委 員** 互選される方がいましたらということですので、門澤委員を推薦したいと思います。門澤委員は、市役所で都市計画の経験があり、地元にお住まいということですので、是非お願いしたいと思います。

**事務局** ただいま門澤委員との御意見がございましたが、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**事務局** 異議なしとの御意見がございました。

それでは、第1号議案、会長の選出についてお諮りします。

門澤委員を会長に選出することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

**事務局** 挙手全員です。

よって、第1号議案、会長の選出につきましては、門澤委員に決定いたしました。

ここで、仮の議長のを解かせていただきます。

皆様、御協力ありがとうございました。

**司 会** それでは、門澤委員、会長席へ御移動をお願いいたします。

早速ではございますが、門澤会長より御挨拶をお願いいたします。

**会 長** ※会長挨拶

**司 会** ありがとうございます。

なお、門澤会長におかれましては、審議会条例第5条第3項の規定により、会長が欠けた場合の職務代理者をあらかじめ指名することになっておりますので、職務を代理する委員を御指名いただければと思いますが、いかがでしょうか。

**会 長** 会長の御経験があり、都市計画に関する広い見識をお持ちの栗田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**委 員（職務代理者）** はい、わかりました。よろしくお願いいたします。

**会 長** それでは、私が出席できないときの職務代理者として、栗田委員にサポートしていただきますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

続きまして、第2号議案、成田都市計画地区計画（日吉倉離山地区）の決定について、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局** ※事務局より説明

**会 長** はい、ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。

第2号議案について、委員の皆様から御質問等はありませんでしょうか。

はい、柏崎委員。

**委 員** はい、柏崎と申します。建築物に関する事項の建築物の用途制限のところ、ただし、市長が公益上必要と認めたものはこの限りでないというところがありますけれども、どういうものが考えられるかお答えいただけたらと思います。

**会 長** それでは事務局より回答をお願いします。

**事務局** ただいまの柏崎委員の御質疑にお答えいたします。

ただし、市長が公益上必要と認めたものはこの限りでないということでございますが、公益上の建築物といたしましては、交番や消防関係の施設等が考えられると思います。

また、それ以外にも、インフラ関係の設備や建築物等が必要となった場合には、この限りでない。というものとして想定されてくると考えております。

以上でございます。

**会 長** 柏崎委員、いかがでしょう。

**委 員** そうしますと、この限りではないものが公益上認められて、そして申請が上がった場合には、また審議会にかけられるような方法になるのでしょうか。畑の中にパチンコ屋などがありますけれども、公益上かどうか市民の考えもありますけれども、その辺も踏まえた形での御意見を教えていただければと思います。

**会 長** それでは事務局より回答をお願いします。

**事務局** ただいまの御質疑にお答えいたします。

例でございましたような建物は、該当してこないと考えております。建築物の用途の制限を地区計画で定めた後に建築条例を議会に諮りまして、条例を定めることになります。条例につきましては、地区整備計画の中にあるような内容を規定するもので、それによって実行力をもたせるものであります。地区計画だけでは実行力がないので、これを守るように条例を定めるものでございます。

そのため、公益上とか、ただし書きというものは出てくることになります。状況により、地区計画の定めている内容にないものを建築するような場合については、都市計画審議会にお諮りすることが必要になることもあると思います。

なお、軽微なものにつきましては、御報告という形を取らせていただきたいと考えております。

以上でございます。

**会 長** 柏崎委員、よろしいですか。

**委 員** はい。

**会 長** それでは、他にどなたか御質問等はございますか。

栗田委員。

**委 員** はい。私、都市計画道路がすごく気になっているのですけどね。私、七栄北新木戸の土地区画整理審議会の会長をやっているものですから、やはり土地利用を上手く利用していくためには、都市計画道路の整備が必要だと思うのですよね。

ただやはり、財源的なものがあるかと思います。色々な補助金・負担金とか色々工夫しながら、都市計画道路の整備をできるだけ早めにやってくださいと、住民も交通

渋滞のことをかなり心配されているようですので、住民から後々の苦情にならないためにも、基盤整備は行政も責任があると思いますので、私の希望として述べさせていただきます。

以上です。

**会 長** それでは事務局より回答をお願いします。

**事務局** ただいまの栗田委員の御意見でございますが、都市計画道路 3・4・20 号線につきましては、令和 8 年度末の完成を目指して工事を進めておりますので、御報告させていただきます。

以上です。

**委 員** はい、わかりました。

**会 長** それでは、その他に御質問等ございましたらお願いいたします。

質疑等がないようですので、ただいまの議案について、お諮りいたします。

第 2 号議案、成田都市計画地区計画（日吉倉離山地区）の決定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

**会 長** 挙手全員です。

よって、第 2 号議案、成田都市計画地区計画（日吉倉離山地区）の決定について、は原案のとおり可決されました。

続きまして、第 3 号議案、成田都市計画生産緑地地区の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局** ※事務局より説明

**会 長** はい、ありがとうございます。それでは、第 3 号議案について、委員の皆様、御質問等はございませんでしょうか。

栗田委員。

**委 員** 生産緑地地区について都市計画決定であることから、生産緑地が市街化区域の中で生産緑地地区として指定していくことについては、宅地並みの課税は免除されるという特例で相続していく生産緑地ですけれども、この解除は 30 年間の縛りがあり、それに基づいた形で生産緑地の解除について田園住居地域という新たな用途の追加

もありながら、この生産緑地の解除についての土地利用、これは御本人の意向なのか、わかる範囲内で将来の土地利用を考えていることがあれば、教えてもらえればと思います。

**会 長** では、事務局お願いします。

**事務局** ただいまの栗田委員の御質疑にお答えいたします。

土地所有者からの聞き取りの中で、将来の土地利用については、ヒアリング事項に入っていないこともありまして、伺っておりません。

そのため、事務局の方では承知していないということになります。これまで生産緑地を解除してきた土地につきましては、土地利用が少しずつ図られてきている状況でございます。

以上でございます。

**会 長** はい、よろしいですか。それでは、他に御質問等があればお願いします。

質疑等がないようですので、ただいまの議案についてお諮りいたします。

第3号議案、成田都市計画生産緑地地区の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

**会 長** 挙手全員です。

よって、第3号議案、成田都市計画生産緑地地区の変更について、は原案のとおり可決されました。

事務局は、傍聴人を退室させてください。

以上をもちまして、予定された議案の審議はすべて終了いたしました。

なお、本日の審議結果につきましては、市へ答申することとなりますので、よろしくをお願いいたします。皆様、御協力ありがとうございました。

それでは、進行を事務局へお返しいたします。

**司 会** 門澤会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第1回富里市都市計画審議会を閉会いたします。

次回の審議会におきましても、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

(午前10時44分 閉会)